

第 83 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立北図書館ほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立北図書館	大阪市西区南堀江1丁目12番19号四ツ橋スタービル9階 大新東グループ 代表者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 近畿支店 支店長 野寄 貴之	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
神戸市立垂水図書館	東京都文京区大塚3丁目1番1号 神戸新聞・TRCグループ 代表者 株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子	

理 由

神戸市立北図書館等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立北図書館 の指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市立北図書館

2. 指定管理者

大阪市西区南堀江1丁目12番19号 四ツ橋スタービル9階

大新東グループ

(シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社・大新東株式会社)

代表者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

近畿支店 支店長 野寄 貴之

3. 指定期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4. 令和6年度予定額

42,777千円

5. 債務負担行為

期間：令和5年度～令和6年度 限度額：42,777千円

6. 選定理由

神戸市立北図書館は、神戸市立北区文化センターとともに旧北区役所跡地に移転・再整備を行い、令和8年度中の開館を予定している。現時点では公募に必要な管理運営の仕様が定められないため、現指定管理者による指定管理期間を1年延長する。

現指定管理者である「大新東グループ」はこれまでも安定した管理運営を行っており、選定評価委員会による評価も例年高く、指定管理期間を1年延長することは適当である。

〔施設の概要〕

1. 設立趣旨

神戸市立北図書館は、図書、記録等必要な資料を収集・整理・保存し、これらを市民に提供することにより、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とした生涯学習施設として設置している。

2. 所在地

神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号北区民センター2・3階

3. 延床面積

約 835 m<sup>2</sup>

4. 施設内容

3階 一般書コーナー、カウンター、事務室

2階 児童書コーナー、YAコーナー、多目的室、学習室、

閲覧席数 110席（うち子供用 10席、自習可 76席）

5. 開館時間

平日 午前10時～午後8時

日曜・祝休日 午前9時～午後5時

6. 休館日

月曜日（ただし、祝日・休日の場合は開館し、直後の平日を休館日とする）

年末年始 12月29日から1月3日までの間

蔵書点検期間（毎年7日以内）

市長が特に必要があると認める日

神戸市立垂水図書館の指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市立垂水図書館

2. 指定管理者

東京都文京区大塚3丁目1番1号

神戸新聞・TRCグループ

(株式会社図書館流通センター、株式会社神戸新聞地域創造)

代表者 株式会社図書館流通センター

代表取締役 谷一 文子

3. 指定期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4. 令和6年度予定額

54,343千円

5. 債務負担行為

期間：令和5年度～令和6年度 限度額：54,343千円

6. 選定理由

神戸市立垂水図書館は新館整備を行っており、当初は令和7年3月末の新館開館を目指していたが、物価高騰の影響を受け建設工事入札が不調となり再入札を行ったことにより全体の工事スケジュールに遅れを生じたことから、令和7年7月頃の開館を予定している。しかし、工事の遅れにより、現時点では公募に必要な施設設備の維持管理の仕様が定められないため、現指定管理者による指定管理期間を1年延長する。

また、現指定管理者である「神戸新聞・TRCグループ」はこれまでも安定した管理運営を行っており、選定評価委員会による評価も例年高く、指定管理期間を1年延長することは適当である。

〔施設の概要〕

1. 設立趣旨

神戸市立垂水図書館は、図書、記録等必要な資料を収集・整理・保存し、これらを市民に提供することにより、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とした生涯学習施設として設置している。

2. 所在地

神戸市垂水区日向1丁目5-1 レバンテ垂水2番館 1階

3. 延床面積

約 855 m<sup>2</sup>

4. 施設内容

一般書コーナー，児童書コーナー，YA コーナー

閲覧席数 32 席（うち子供用 16 席），スツール・ソファ等 36 席（うち子供用 4 席），カウンター，事務室

5. 開館時間

平日 午前 10 時～午後 8 時

日曜・祝休日 午前 10 時～午後 6 時

6. 休館日

月曜日（ただし、祝日・休日の場合は開館し、直後の平日を休館日とする）

年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日までの間

蔵書点検期間（毎年 7 日以内）

市長が特に必要があると認める日